

児童発達支援 こでまり 利用料金表

【児童発達支援事業】

基本料：単位

		単位数
基本料	定員10人以下（主に未就学児）※1	885
	定員10人以下（上記以外）	754
	児童指導員等加配加算（理学療法士等）※2	187
	児童指導員等加配加算（児童指導員等）※2	123
	児童指導員等加配加算（その他の従業者）※2	90
	専門的支援加算（理学療法士等）※3	187
	専門的支援加算（児童指導員等）※3	123
	家庭連携加算（1時間未満・1回につき）※4	187
	家庭連携加算（1時間以上・1回につき）※4	280
	事業所内相談支援加算（Ⅰ）（月1回を限度）※5	100
	事業所内相談支援加算（Ⅱ）（月1回を限度）※5	80
	利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）	150
	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）※6	15
	福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）※7	10
	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）※8	6
	欠席時対応加算（月4回を限度）※9	94
	特別支援加算（1回につき）※10	54
	強度行動障害児支援加算	155
	個別サポート加算（Ⅰ）※11	100
	個別サポート加算（Ⅱ）※12	125
医療連携体制加算（Ⅰ）※13	32	
医療連携体制加算（Ⅱ）※13	63	

		単位数
基本料	医療連携体制加算（Ⅲ）※13	125
	医療連携体制加算（Ⅳ）利用者が1人※13	800
	医療連携体制加算（Ⅳ）利用者が2人※13	500
	医療連携体制加算（Ⅳ）利用者が3人以上8人以下※13	400
	医療連携体制加算（Ⅴ）利用者が1人※13	1600
	医療連携体制加算（Ⅴ）利用者が2人※13	960
	医療連携体制加算（Ⅴ）利用者が3人以上8人以下※13	800
	送迎加算（片道につき）	54
	関係機関連携加算（Ⅰ）※14	200
	関係機関連携加算（Ⅱ）※15	200
	保育・教育等移行支援加算※16	500
	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※17	上記合計×81/1000
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）※18	上記合計×13/1000
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算※19	上記合計×20/1000	

利用料：円

		利用料
利用料	昼食代	実費
	おやつ代	実費
	教材費※19	実費
	外出時の実費※20	実費
	その他利用児童の希望により提供するもの※21	実費

※上記「利用料」は、給付費対象外のサービスとなりますので、利用日ごとに実費負担分として算定し、各自ご負担いただきます。

※上記「基本料」の合計額に地域区分（7級地：10.18）を乗じた額（小数点以下切捨て）となります。

※上記「基本料」の当月合計額が、行政が決定する利用負担上限月額を越える場合、利用負担上限月額を越えての徴収は行いません。

※令和元年10月からの「就学前障害児の発達支援に係る費用の無償化」に伴い、満3歳になった後の最初の4月1日から小学校入学までの3年間の「基本料」は無償化となります。

【備考】

- ※1 小学校就学前の利用児童の数が全体の数の70%以上の場合、算定されます。
- ※2 常時見守りが必要な利用児童への支援やそのご家族に対する支援方法の指導等を行うために、基準を上回る数の括弧内の職員を配置している場合に算定されます。
- ※3 専門的支援を必要とする利用児童のために専門職の配置をしている際に算定されます。
- ※4 利用児童の居宅を訪問し、利用児童及びそのご家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に算定されます。（月に2回を限度）
- ※5 利用児童とご家族等に相談援助を行った場合に算定されます。（月に1回を限度）
- ※6 常勤の児童指導員等のうち、理学療法士等の専門職員・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の資格保有者が35%以上雇用されている場合に算定されます。
- ※7 常勤の児童指導員等のうち、理学療法士等の専門職員・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている場合に算定されます。
- ※8 児童指導員等のうち、常勤職員が75%以上または勤続3年上の常勤職員が30%以上雇用されている場合に算定されます。
- ※9 あらかじめ利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、職員が利用児童又はそのご家族等への連絡調整を行い、サービス利用に係る相談援助等をした場合について算定されます。
- ※10 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に機能訓練又は心理指導を行った場合に算定されます。
- ※11 ケアニーズが高い利用児童へに支援を行った場合に算定されます。
- ※12 要保護又は要支援児童を受け入れた場合に算出されます。
- ※13 医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して利用児童に対して看護を行った場合や介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合等に算定されます。
- ※14 関係機関（保育所等）と連携して行う個別支援計画や連絡調整等を行った場合に算定されます。（月1回を限度）
- ※15 関係機関（小学校等）と連携して行う個別支援計画や連絡調整等を行った場合に算定されます。（1回を限度）
- ※16 事業所が支援を行うことにより、事業所を退所して保育所等に通うことになった場合に算定されます。（1回を限度）
- ※17 行政に届出を行ったうえで福祉・介護職員の賃金の改善等を行っている場合に算定します。
- ※18 該当する加算を算定したうえで福祉・介護職員の更なる賃金の改善等を行っている場合に算定します。
- ※19 活動の際、材料費がかかった場合にご負担いただきます。
- ※20 行事・外出時にかかる入園料等の実費をご負担いただきます。
- ※21 利用児童の希望により提供するものについては実費をご負担いただきます。